

## 公益社団法人日本連珠社 役員規定

### 第1条、役員などの種別

- ①公益社団法人日本連珠社（以下本会と略す）の役員種別を、理事および監事の2種別と定める。（定款第22条）
- ②定款に定める役員のほかに事業を円滑に遂行するため、本会は理事会の議決を経て、実務名称を付した下記の委員会を置き、各委員会の責任者として委員長を選任する。（本会内規）  
総務、財務、国際、広報、記録、普及推進、メディア、珠規審議、段位審査、機関誌編集、名人戦運営、及び詰連珠・通信戦の、12委員会とする。
- ③定款に定める役員のほかに本会は理事会の議決を経て、事業推進補助役（以下補助役と略す）として、参与、及び相談役を若干名おくことができる。（本会内規）
- ④定款に定める役員のほかに、本会が事務を処理するための事務局には、理事会の議決を経て理事の中から選任した【事務局長】を置く。（定款第51条、本会事務処理規則第4条・第5条・第6条）

### 第2条、役員などへの就任と辞任

- ①役員は総会の議決により選出される。就任に際しては『役員就任承諾書』とともに初回就任時においては『履歴書』2部を理事長に提出しなければならない。また『履歴書』の履歴事項に変更ある場合も速やかに『履歴書』2部を理事長に提出しなければならない。（定款第23条、及び他関連法規）
- ②役員がその任期中に特段の理由により辞任を願い出る場合には、『役員辞任願い』を理事長に提出しなければならない。辞任は総会の議決により認められるが、その役割については理事長が役員もしくは事業推進補助役に引継ぎを指示するものとする。（本会内規）
- ③委員会委員長は理事会で選任され、必要に応じて委員を選任することができる。選任した委員を速やかに理事長に報告するとともに、直近の理事会で報告する。（本会内規）
- ④定款に定める役員以外の退任により欠員を生じた場合には、臨時的措置として理事長がその役割について役員もしくは補助役に引継ぎを指示するものとする。（本会内規）

### 第3条、役員、委員会委員長・事業推進補助役および事務局長の義務と権利

- I、役員、委員会委員長・補助役及び事務局長は等しく、本会の目的及び定款に定められた役割を理解し、連珠の普及や指導および国際親善に協力的でなければならない。また本会役員などとして相応しい言動を取らねばならない。
- II、委員会委員長及び補助役は、正会員、特別会員、家族正会員、準会員、家族準会員のいずれかの会員でなければならない。
- III、役員種別による職務及び権利を下記の通りとする。（定款第24条、第25条及び他関連法規）
  - ①理事 … 理事会への出席権利を有し、議決権および理事会議事録受領の権利を有する。
  - ②監事 … 社団法人日本連珠社の事業、資産、予算、決算について監査権を有する。また理事会への出席権利を有し、理事会議事録受領の権利を有する。

### 第4条、役員等資格の喪失（定款第27条及び他関連法規）

- ①本会役員等としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、当該期間中であっても理事会（役員にあっては総会を含む）の議決により解任される場合がある。この場合、議決する前に各会議の場において、弁明の機会が与えられる。
- ②本会役員等が、民法653条、民事施行法27条に抵触する場合には、理事長は緊急理事会を開催し、理事会の議決を経て、その事実の判明した日をもって、理事長がこれを直ちに罷免する。
- ③家族正会員および家族準会員は、主たる正会員または特別会員が資格を喪失したときには、委員会委員長及び補助役としての資格も失う。

## 【参考：理事職務分掌】

## 1. 総務・労務（責任者…久保出美理事）

総務責任役員は原則として事務局長を兼務する。事務局長は業務の円滑促進のため、事務局職務を分割し事務局分室を設置し事務局分室長を任命することができる。下記の関連業務を遂行する。

- ①会員証・名簿の作成・発送、機関誌発送先等会員情報の統合管理など
- ②機関誌『連珠世界』の【事務局通信】他で、連珠社の動向・重要事項の伝達・新入会員等の紹介など
- ③『連珠世界』に、昇入段者発表と免状・允可状作製手配・発送
- ④日本連珠社の管轄政府各省庁・法務局・税務署対応等と定款や各規定の作成整備など、法人管理業務全般、及び法人受発信文書管理保守など
- ⑤会員総会・理事会等の準備実務と議事録作成など
- ⑥普及資料の注文受付と発送、及び連珠図書・在庫品等の管理保守など
- ⑦国内からの各種問い合わせ・申込み・連絡への対応など
- ⑧役員・職員などへの賃金等の支払いなど
- ⑨総務委員会を統括する

## 2. 普及推進（責任者…丸田光治理事、副責任者…千木良 誠理事）

連珠の普及・発展の基軸となる普及推進委員の選任に関しては、責任者の推薦を受けた者を、理事会決議を以って委員に選任する。下記の関連業務を遂行する。

- ①連珠公式ルールの普及推進・啓蒙など
- ②会員倍増・機関誌購読者倍増の普及推進策の企画立案と実施など
- ③各都道府県1支部制度・連珠普及指導員制度の運営と促進など
- ④連珠の個別指導や連珠会運営など
- ⑤普及推進委員会を統括する

## 3. 財務（責任者…久保出美理事） 下記の関連業務を遂行する。

- ①日本連珠社の財政健全化を念頭に置いた提言、及び経費・財務管理など
- ②財務報告書の作成、各種財務資料と領収書等の管理保守など
- ③会員費・昇入段料・普及資料等の各種納付金照合など
- ④財務委員会を統括する

## 4. メディア活用（責任者…田所豊斉副理事長） 下記の関連業務を遂行する。

- ①日本連珠社ホームページの整備・維持と効率化検討推進など
- ②インターネット連絡網・連絡体制の整備・維持と効率化検討など
- ③連珠の普及推進と広報のため、特別な棋戦のライブ中継など
- ④メディア委員会を統括する

## 5. 国際連絡（責任者…河村典彦理事長） 下記の関連業務を遂行する。

- ①連珠に関しての国際的な動向・決定事項などを役員に周知し、『連珠世界』に掲載など
- ②R I F本部・各国支部とのメール等による情報交換と国内関係者への伝達など
- ③海外からの各種問い合わせ・申込み・連絡への対応など
- ④各種世界棋戦への派遣選手選考方法確立、派遣補助金制度の確立、及び日本国内での世界棋戦開催企画の検討など
- ⑤国際委員会を統括する

## 6. 珠規審議（責任者…岡部寛理事） 下記の関連業務を遂行する。

- ①普及推進のため、公式ルールブックの発行など
- ②珠規のみならず珠法全般に対する提言とルール問題への対応など
- ③珠規審議委員会を統括する

## 7. 広報（責任者…岡部 寛理事） 下記の関連業務を遂行する。

- ①各報道機関名簿の作成・整備とプレスリリース発行体制の確立・維持など
- ②各報道機関からの各種問い合わせ・連絡への対応など
- ③日本連珠社に帰属する著作権等の管理と対応など
- ④広報委員会を統括する

## 8. 段位審査（責任者…三森政男理事）

連珠の品位・格式の基軸となる段位審査委員の選任に関しては、責任者の推薦を受けた者を、理事会決議を以って委員に選任する。下記の関連業務を遂行する。

- ①実戦・通信戦・詰連珠・その他昇入段に関する本部・支局・支部【昇入段規定（割引規定を含む）】規定の提言など
- ②上記【昇入段規定】規定に基づく、特別な昇入段申請者の諮問審査など
- ③公式棋戦の認定、及び「段級位認定問題」の作成・発行と審査など
- ④段位審査委員会を統括する

9. 記録管理（責任者…飯尾義弘副理事長） 下記の関連業務を遂行する。

- ①国内各種公式棋戦の成績収集とR I F本部への報告など
- ②公式棋戦成績及び棋譜保存の方法、及び発表方法について検討提言など
- ③記録委員会を統括する

10. 機関誌編集（責任者…石谷信一理事） 下記の関連業務を遂行する。

- ①機関誌『連珠世界』の編集・発行、及び付随発刊図書の掲載記事収集など
- ②さまざまな読者層を念頭に置いた各種記事・情報の編集と掲載など
- ③各種の記事執筆者の発掘と確保など
- ④機関誌編集委員会を統括する

11. 名人戦運営（責任者…飯尾義弘副理事長） 下記の関連業務を遂行する。

- ①名人戦に関する関連諸規定の作成と整備維持、関連する全棋戦との関係調整、及び出場権資格の管理など
- ②各地の運営責任者（委員）の発掘・委嘱など
- ③名人戦棋戦運営備品の保守管理など
- ④名人戦運営委員会を統括する

12. 表彰制度（責任者…河村典彦理事長、副担当…久保出美理事）

連珠の発展・普及に多大な貢献をした者を、理事会決議を以って表彰者を決定する。下記の関連業務を遂行する。統括する委員会は有しない。

- ①表彰資格基準の作成と整備など
- ②表彰対象者の推薦受付と理事会議案提出など
- ③『連珠世界』等機関誌発表と表彰状及び記念品手配など
- ④業務を円滑に遂行するための備品調達と管理など

13. 個人情報管理（責任者…小野孝之理事、副担当…久保出美理事）

《個人情報保護に関する法律》を順守し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、連珠の発展・普及を目指す。下記の関連業務を遂行する。統括する委員会は無し。

- ①個人情報保護法の目的に則した情報管理方法の周知と管理など
- ②業務を円滑に遂行するための備品調達と管理など

14. 詰連珠全国通信戦管理（責任者…田所豊齊副理事長）

地域的や個人的な事情で実戦対局機会の少ない連珠愛好者等に対して、公益事業の一環として詰連珠解答やハガキ文通により、連珠の楽しみや昇入段の機会を提供し、連珠の発展・普及の一助とする。下記の関連業務を遂行する。

- ①詰連珠問題の収集と掲載、解答の調査と発表、昇入段点管理など
- ②全国通信戦大会の運営と取りまとめ、棋譜の講評と結果発表など
- ③詰連珠通信戦委員会を統括する

※①、及び②に関する現行の実務体制は継続する。

以上

平成17年4月1日結束記載（平成16年度第3回理事会議決）、平成19年5月26日改訂記載（平成19年度第2回理事会議決）

平成26年4月1日改訂記載（平成26年4月公益社団法人移行による定款関連部分変更）

この規則は、内閣総理大臣の新定款認可日（平成26年4月1日）から施行する。

【参考：理事職務分掌】…平成26年4月1日改訂記載（平成25年度第4回理事会議決）

…平成28年5月28日改訂記載（平成28年度第2回理事会議決人事）